

「子供の居場所」づくりに対する財政支援の一覧 【近畿地方】(平成30年4月現在)

<<三重県>>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
子どもと若者の居場所づくり事業 (H30 405万円)	市内一般法人、NPO法人等で子どもと若者の居場所づくり事業を行うもの	青少年健全育成・非行防止活動の一環として、中学・高校生の居場所を求める青少年を対象に、異年齢の人との交流や、相談に対応するなどの子どもと若者の居場所づくり事業をNPO法人等に委託	四日市市 こども未来課 青少年育成室 TEL 059-354-8247
長期休暇子どもの居場所事業 (H30 386万円)	社会福祉法人	夏休み等の長期休暇に併せて、「子どもの居場所」を開所し、就労等により保護者が家にいない小学生の受け入れの事業を実施。事業実施に必要な経費を委託料として支払う。	亀山市 健康福祉部子ども未来課 子育てサポートグループ TEL 0595-96-8822

<<滋賀県>>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
<p>みんなで淡海子ども食堂をつくろう！応援事業 (H30 1,000万円)</p>	<p>地域の中で継続して子ども食堂に取り組もうとする団体</p> <p>県社会福祉協議会の助成事業の対象</p>	<p>子ども食堂の開設および運営にかかる経費を県社会福祉協議会を通じて助成(開設初年度20万円、2年目・3年目10万円)</p> <p>県社会福祉協議会が実施している助成事業に係る原資について県が補助</p>	<p>滋賀県 健康医療福祉部子ども・青少年局 TEL 077-528-3554</p> <p>滋賀県社会福祉協議会 TEL 077-569-4650</p>
<p>いい場所づくり事業 (H30 32万円)</p>	<p>NPO法人、ボランティア団体等 市社会福祉協議会の助成事業の対象</p>	<p>地域の子どもたちの食事や学びのできる居場所を定期的に開設した場合に、市社会福祉協議会を通じて必要経費の1/2を助成する。</p> <p>市社会福祉協議会が実施している助成事業にかかる原資について市が補助</p>	<p>彦根市 子ども未来部子ども・若者課 TEL 0749-49-2251</p>
<p>若者サロン運営事業 (H30 283万円)</p>	<p>彦根市が認めた法人等</p>	<p>社会生活を円滑に営む上で困難のある子ども・若者が自分のペースで社会へ踏み出せるよう、支援する場所の運営を委託実施。</p>	<p>彦根市 子ども未来部子ども・若者課 TEL 0749-49-2251</p>

<p>守山市市民提案型まちづくり支援事業 (H30 275万円の内数)</p>	<p>市内で市民公益活動を実施する市民公益活動団体(ボランティア団体、NPOなど)</p>	<p>市民公益活動団体が自主的・自発的に取り組むまちづくり活動を支援するもので、応募団体からのまちづくり活動の提案を審査し、採択するものに対してその活動に必要な経費の一部を助成するもの。</p> <p>(1)きっかけづくり事業(上限15万円) 補助率:10/10</p> <p>(2)ステップアップ事業(上限15万円) 補助率:1/2</p> <p>(3)自立事業化前提型事業(上限50万円) 補助率:10/10</p> <p>「子供の居場所」づくりに限定したのではなく、市民提案による事業が対象。</p>	<p>守山市 環境生活部市民協働課 TEL 077-582-1148</p>
<p>米原市地域お茶の間創造事業費補助金 (H30 250万円)</p>	<p>市内に活動拠点がある団体(自治会等)</p>	<p>子どもから高齢者の多世代にわたる、地域の居場所づくりや見守りを行う事業に対し、補助金を交付する。</p> <p>補助率 10/10 事業種別に補助限度額あり。</p>	<p>米原市 くらし支援課 TEL 0749-55-8110</p>

<p>米原市地域創造支援事業補助金 (H30 622万円)</p>	<p>市内在住・在勤者5人以上で構成している市内に活動拠点がある団体</p>	<p>市内で主に活動する団体が、魅力ある地域づくりの推進に取り組む事業(まちづくりチャレンジ支援事業)に対し、補助金を交付する。 補助率 2/3。補助限度額 75万円 地域の空き家を再生した子どもの居場所づくりに補助金を交付している。</p>	<p>米原市 米原・近江地域協働課 TEL 0749-52-6623</p>
---------------------------------------	--	---	--

<<京都府>>

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
<p>きょうとこどもの城づくり事業（きょうと子ども食堂） （H30 2,600万円）</p>	<p>法人及び任意団体（財団法人、NPO法人、自治会、協議会等）</p>	<p>様々な課題（生活困窮世帯・ひとり親家庭等）を抱える子どもと同伴するその保護者が気軽に利用できるよう、無償又は低廉な価格で食事の提供等を行う食堂の開設・運営を支援する。</p> <p><運営費支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：2 / 3 ・補助額：1万円×実施日数(上限150日)、又は実際にかかった経費の2 / 3のいずれか低い額 <p><開設費支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：2 / 3 ・補助額：20万円又は実際にかかった経費の2 / 3のいずれか低い額 	<p>京都府 健康福祉部家庭支援課 ひとり親家庭支援担当 TEL 075-414-4584</p>

<p>京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金 (H30 150万円)</p>	<p>京都市内に本拠地のある任意団体（法人格の有無は不問）</p>	<p>以下のいずれかに該当する事業の開設に係る初期費用の総額の2/3以内（上限10万円）を補助する。</p> <p>食事を提供する事業を含む子どもの居場所づくり</p> <p>学習習慣の定着や基礎的な学力向上等のために、自主学習を支援する事業を含む子どもの居場所づくり</p> <p>上記のほか、子どもへの生活支援や社会体験の取組など、趣旨に合致する事業を含む子どもの居場所づくりとして京都市が認めるもの</p>	<p>京都市 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課 貧困家庭の子ども対策担当 TEL 075-746-7625</p>
<p>長岡京市市民活動応援補助金(スタートアップ・ステップアップコース) (H30 30万円)</p>	<p>非営利で市民公益活動を継続的に推進する NPO 法人、任意団体、ボランティアグループ、実行委員会、自治会、町内会、子供会など</p>	<p>市民活動団体などへ向け、団体活動の自立及び活性化、市民活動の拡充並びに市民活動に対する市民理解の増進を図るための取組や、市と協働で実施する事業を支援する。</p> <p>スタートアップコース 【団体設立から3年以内に限る】 上限額5万円 (補助率1年目:10/10以内 2年目、3年目:2/3以内)</p> <p>ステップアップコース 上限額7万5千円 (補助率1/2以内)</p>	<p>長岡京市 市民協働部自治振興室 TEL 075-955-3164</p>

<p>民間社会福祉活動振興助成金(長岡京市) (H30 200万円)</p>	<p>非営利で、福祉ボランティア活動等の民間社会福祉活動を行う法人、団体、任意のグループ等又は市内で主たる活動を行っている団体</p>	<p>子どもの健全育成の推進、子育て家庭の交流機会の創出など子ども福祉に取り組む団体に対して、助成対象経費の2分の1以内の補助を行う (上限額は30万円)</p>	<p>長岡京市 健康福祉部社会福祉課 TEL 075-955-9516</p>
<p>与謝野町生活困窮世帯等に属する子どもの学習支援・生活支援事業(生活困窮家庭学習支援事業) (H30 20万円)</p>	<p>NPO法人</p>	<p>生活保護受給世帯及び生活困窮世帯等の小学生・高校生の学習・生活支援を居場所型もしくは家庭訪問型で実施。(中学生は京都府事業該当) 単価 3千円/1H</p>	<p>与謝野町 福祉課社会福祉係 TEL 0772-43-9021</p>
<p>与謝野町生活困窮世帯等に属する子どもの学習支援・生活支援事業(養育困難家庭自立支援事業(学習・生活支援)) (H30 918千円)</p>	<p>NPO法人</p>	<p>要対協進行管理ケース等養育困難家庭の小・中・高校生の学習・生活支援を居場所型もしくは家庭訪問型で実施。 単価 3千円/1H</p>	<p>与謝野町 子育て応援課 家庭応援係 (子育て世代包括支援センター) TEL 0772-43-9024</p>

<<大阪府>>

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
大阪府新子育て支援交付金 （H30 5億円）	府内市町村	府子ども総合計画の目標達成に資するもので、府が定めるモデルメニュー（33事業）の趣旨に適合する事業を実施する市町村に対して交付金を交付。1事業あたり500万円。 子どもの貧困に対する取組 学習支援事業 居場所づくり事業	大阪府 福祉部子ども室 子育て支援課推進グループ TEL 06-6944-7108
「こどもと地域を結ぶ居場所」づくり・学習支援事業居場所開設準備経費補助金 （H30 90万円）	NPO法人、任意団体	居場所の開設準備経費（机・椅子、ホワイトボード等備品・消耗品購入）を補助する。 補助対象経費の1/2（上限15万円）	大阪市 東淀川区役所 保健福祉課（子育て・教育） TEL 06 - 4809 - 9850

<p>こども食堂支援事業補助金 (H30 685万円)</p>	<p>新たにこども食堂を開設する 団体 こども食堂を実施する団体 (3年以内) こども食堂関係者間のネット ワーク構築を行う団体</p>	<p>こども食堂開設補助 【補助対象経費】開設に必要な調理器具等購 入費 【補助額】補助対象経費の1/2(上限15万 円) こども食堂事業補助 【補助対象経費】こども食堂の実施に必要な 経費(人件費・食材費は除く) 【補助額】補助対象経費の1/2(上限30万 円) こども食堂ネットワーク化補助 【補助対象経費】こども食堂関係者間のネッ トワーク構築にかかる費用 【補助額】補助対象経費の1/2(上限250万 円)</p>	<p>大阪市 西成区役所 保健福祉課(子育て支援) TEL 06 - 6659 - 9824</p>
-------------------------------------	--	---	--

<p>子ども食堂ネットワーク構築事業 (H30 2,549万円)</p>	<p>堺市内で子どもを対象として食事を提供する居場所を開設している団体等</p>	<p>【開設支援補助金】 子ども食堂を新たに開設する団体に対して、開設に要する経費を補助する。1か所あたり上限20万円。 【さかい子ども食堂ネットワークの形成】 子ども食堂運営団体のネットワークを形成し、以下の支援を行う。 ・ネットワークHPによる子ども食堂の場所や実施日等の情報発信 ・交流会議等による参画団体間の情報共有 ・食品衛生や子どもとの関わり方等の従事者向け研修の実施 ・食材寄付やボランティア等の仲介</p>	<p>堺市 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課</p> <p>http://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/mokuteki/kosodate/hiroba/shokudou/index.html</p>
<p>とよなか夢基金 (H30 250万円)</p>	<p>市内の市民公益活動団体</p>	<p>初動支援コース 市民公益活動を始めようとする団体(3年以内)の事業を対象に経費の3/4(上限10万円)を助成 自主事業コース 1年以上市民公益活動を行っている団体の事業を対象に経費の1/2(上限50万円)を助成 子どもの居場所だけではなくてあらゆる分野の市民公益活動が対象</p>	<p>豊中市 市民協働部 コミュニティ政策課 市民活動係 TEL 06-6858-2041</p> <p>https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/npo/kikin/index.html</p>

<p>池田市こども食堂開設支援補助金 (H30 150万円)</p>	<p>市内でこども食堂を開設予定又は開設済の団体</p>	<p>子どもの居場所づくりを目的に、こども食堂を開設し、運営に取り組む団体に対し、費用の一部を補助する。 開設経費 上限 15万円 運営経費 上限 15万円</p>	<p>池田市 子ども・健康部 子ども・若者政策課 TEL 072-754-7004</p>
<p>市民公益活動促進補助金 (H30 300万円)</p>	<p>主として市内で活動する市民公益活動団体</p>	<p>市民公益活動団体を積極的に支援し育てるとともに団体間の連携を図ることにより、市民公益活動のさらなる活性化と市民主体の活力ある地域社会の実現を図ることを目的とし、市民公益活動団体に取り組む事業に必要な経費の一部を補助する。 将来にわたって団体が自立して事業を継続していただくための制度。 スタート支援コース…補助対象経費の 1/2 以内で 10万円が限度。 自立支援コース…補助対象経費の 1/2 以内で 50万円が限度。</p>	<p>吹田市 市民部市民自治推進室 TEL 06-6384-1326</p>

<p>地域住民居場所づくり活動補助金 (H30 300万円)</p>	<p>主として市内で活動する市民公益活動団体。なお、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 週2日以上、1日につき2時間以上開設すること。 当該場所において地域課題を解決するための学習の支援、教育相談、世代間交流の機会の提供等の市民公益活動を実施すること。 上記のいずれにも該当する内容で2年以上実施されていること。</p>	<p>地域において高齢者、障がい者、子ども、女性等の住民が過ごすことのできる場を提供する活動であって、地域課題を解決するための市民公益活動を実施する居場所づくり活動に必要な経費の一部を補助する。 補助対象経費の2/3以内で100万円が限度。 補助件数3件。</p>	<p>吹田市 市民部市民自治推進室 TEL 06-6384-1326</p>
<p>貝塚市子ども食堂支援補助金 (H30 5万円)</p>	<p>NPO又は任意団体で、貝塚市内で食事の提供を通じて子どもや保護者の居場所づくりの活動を行うもの。</p>	<p>子供食堂の運営に充当するために、規定の支援補助金を交付する。 (支援補助金の金額は、1団体につき年間1万円を上限とし、毎年度予算に定める範囲内で市長が定める額とする。)</p>	<p>貝塚市 健康子ども部子ども福祉課 TEL 072-433-7023</p>

<p>子どもの居場所づくり推進事業 (H30 553万円)</p>	<p>子ども食堂に取り組む団体(団体の形式は問わない)</p>	<p>子ども食堂に取り組む団体に対し補助金を交付し、家庭的に様々な課題のある子どもに、食事の提供を通じ、子どもたちを見守り、安心して過ごせる居場所づくりを推進する。</p> <p>運営経費に係る補助 子どもに提供する食事の準備食数に応じ、実施1回あたり7000円若しくは5500円</p> <p>初期経費に係る補助 10万円(初年度に限り1回のみ)</p>	<p>枚方市 子ども青少年部 子ども青少年政策課 TEL 072-841-1375</p> <p>http://www.city.hirakata.osaka.jp/0000010929.html</p>
<p>こども食堂運営補助事業 (H30 89万円)</p>	<p>茨木市内で広く子ども達に家庭的な雰囲気のある食事を安価に提供することに加え、学習や交流の場などの確保に努める団体。</p>	<p>○運営事業 2,000円にこども食堂の開催回数(同一のこども食堂を運営する団体又は個人がこども食堂を開催する施設ごとに、1月当たり8回を上限とする)を乗じた額とする。</p> <p>○食品衛生責任者養成講習会受講事業 10,000円に講習会受講回数(同一のこども食堂を運営する団体又は個人がこども食堂を開催する施設ごとに、1年当たり1回を上限とする。)を乗じた額とする。</p>	<p>茨木市こども育成部 こども政策課 子ども・若者支援グループ TEL 072-620-1625</p>

<p>八尾市子どもの居場所づくり事業補助金 (H30 470万円)</p>	<p>八尾市内で相談支援や交流の場を提供することにより、子どもたちが気軽に立ち寄り、自由に過ごし、安全に活動できる居場所づくりを行う団体。 団体に関する要件あり。</p>	<p>すべての子どもたちが健やかに生活できる環境を整備するため、子どもの居場所づくりを行う事業に対して補助金を交付する。 運営経費にかかる補助 上限 25万円 初期経費にかかる補助 上限 10万円(初年度に限り1回のみ)</p>	<p>八尾市 こども未来部こども政策課 TEL 072-924-3988</p>
<p>子どもの未来応援事業(子どもの居場所づくり事業) (H30 500万円)</p>	<p>泉佐野市民</p>	<p>ひとり親世帯や生活保護受給世帯等の生活困窮世帯、親の都合でネグレクト傾向にある子どもの基本的な生活習慣の習得を支援するため、食事提供や学習支援を行う子どもの居場所を提供する。 大阪府新子育て支援交付金(補助率 10/10)</p>	<p>泉佐野市 こども部子育て支援課 TEL 072-463-1212 (内線 2380・2384)</p>
<p>こども食堂運営支援事業 (H30 377万円 H29 補正 254万円)</p>	<p>営利を目的とせず、1年以上継続して子ども食堂を運営し、本市内で子どもの支援に資する活動等を行う団体</p>	<p>子ども食堂の運営に必要な設備等経費に要した額(20万円を上限。1回限り) 運営経費から補助対象事業に係る収入額を控除して得た額又は1食当たり250円に総食数を乗じた額のいずれか低い方の額(予算の範囲内)</p>	<p>富田林市 こども未来室 TEL 0721-25-1000</p>

<p>子ども食堂支援事業 (H30 108万円)</p>	<p>営利を目的とせず、子ども食堂 を開設し、運営する団体</p>	<p>子どもの居場所づくり及び地域で子ども を見守る環境を整備するため、市民団体 等が実施する子ども食堂の開設・運営を 支援する。 開設経費 上限額 100,000 円/ 1 団体(初年 度に限り交付) 運営経費 1 回の開催につき 7,000 円を限 度</p>	<p>寝屋川市 こども部こどもを守る課 TEL 072-812-2210</p>
<p>子ども食堂支援事業 (H30 440万円)</p>	<p>子ども食堂を運営する団体</p>	<p>子ども食堂を運営する団体に開設費と運 営費を補助する。 補助額 ・開設経費の 1/2 (上限 10 万円) ・運営経費 補助対象経費の合計額から参 加料等の額を減じた額(上限 開催 1 回当 たり 7,000 円 1 月あたり 50,000 円)</p>	<p>大東市 福祉・子ども部 子ども室 子ども政策グループ TEL 072-870-9662 (直通)</p>

<p>夢の実支援金（みのお市民活動支援金） （H30 250万円）</p>	<p>市内で活動する非営利公益市民活動団体</p>	<p>地域課題に取り組み、市民の福祉の向上を目指す活動を支援する（活動分野は問わない）。 （ア）立上げ応援！コース...上限 10万円 （イ）学生・若者応援！コース...上限 20万円 （ウ）発展応援！コース...上限 80万円 （エ）自治会活動応援コース...上限 2万円 （（ア）～（ウ）は支援対象経費の 75%が上限）</p>	<p>箕面市 人権文化部 生涯学習・市民活動室 TEL 072-724-6729</p>
<p>羽曳野市子どもの居場所づくり事業補助金 （H30 161万円）</p>	<p>生活に困窮している家庭の子ども等に対し、生活相談、学習支援等を実施する地域の団体</p>	<p>生活相談、学習支援等の子どもの居場所づくり活動を実施し、月 1 回以上、1 日あたり 2 時間以上の実施等を行う地域団体に対し、規定の範囲内において補助金を交付する。 上限額 23 万円/1 団体</p>	<p>羽曳野市 市長公室子ども未来室子ども課 TEL 072-958-1111</p>
<p>東大阪市子ども食堂支援事業 （H30 336万円）</p>	<p>東大阪市内で子ども食堂を運営する団体</p>	<p>子ども食堂を運営する団体等に対し、安心・安全に資する費用等、事業に要する費用の一部を補助する。</p>	<p>東大阪市 子どもすこやか部 子ども家庭課 TEL 06-4309-3194</p>

<p>福祉基金助成金 (H30 270万円)</p>	<p>市内にその活動拠点を有し、又は市内で活動の主要部分を行っている福祉活動の実績のある法人その他の団体</p>	<p>(1) 地域福祉活動の振興に寄与する事業 (2) 市民の福祉意識の向上に寄与する事業 (3) 在宅要援護者又は社会福祉施設入所者の福祉の向上に寄与する事業 (1 団体に上限 30 万円)</p> <p>「子供の居場所」づくりに限定したのではなく、福祉活動に寄与する事業が対象。</p>	<p>四條畷市 子ども未来部子ども政策課 TEL 072-877-2121</p>
<p>子どもの居場所づくり事業補助金 (H30 50万円)</p>	<p>市内に主な活動拠点を有し、子ども食堂等子どもの居場所づくりの事業を行う団体・グループ</p>	<p>子どもを孤立させない取りくみとして、団体等による子ども食堂の運営等子どもの居場所づくりに伴う立ち上げ費用を補助〔100,000 円上限/1 団体〕</p>	<p>交野市 健やか部子育て支援課 育成係 TEL 072-893-6406</p>
<p>島本町子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業補助金 (H30 50万円)</p>	<p>島本町内で子ども食堂を開設している、または開設予定の者</p>	<p>開設補助(上限 15 万円) 運営補助(上限 10 万円)</p>	<p>島本町 健康福祉部福祉推進課 075-961-5151(内線 121)</p>

<p>能勢町居場所づくり事業</p>	<p>地域コミュニティの中で居場所の確保を求める町内在住の子ども、若者、高齢者、障がい者等の居場所づくりに資する事業を実施する者</p>	<p>1. 子どもの居場所づくり 主に学校外で居場所のない子どもの居場所づくりに資するために、町内の社会福祉施設、NPO 法人等で自学自習空間等を開放し、必要に応じ食事等支援を行うもの。</p> <p>2. 地域の居場所（サロン）づくり 地域コミュニティの維持・強化を目的に世代、性別、障がいの有無等に関わらず誰もが安心して過ごせる地域の居場所（サロン）づくりを行うもの。</p> <p>実施施設（実施者）に次の通り交付する。</p> <p>1. 各実施施設（実施者）に均等に交付（5万円）</p> <p>2. 開設時間に比例して交付 平日：開設1時間につき150円 休日：開設1時間につき300円</p> <p>1. と2. の合計額を交付する（上限20万円）</p>	<p>能勢町健康福祉部福祉課福祉係 TEL 072-731-2150</p>
<p>忠岡町子ども食堂開設運営費補助金 (H30 15万円)</p>	<p>町内で子ども食堂を開設する団体（3人以上で構成）</p>	<p>子どもの健やかな成長の促進及び居場所づくりの推進を図るため、町内で子ども食堂を開設及び運営する団体に対し、予算の範囲内において、忠岡町子ども食堂開設運営費補助金を交付する。</p>	<p>忠岡町 教育委員会 教育部子育て支援課 TEL 0725-22-1122</p>

<p>住民提案協働事業補助金 (H30 30万円)</p>	<p>住民活動団体</p> <p>住民等が、自発的・自主的かつ継続的に公益的活動を行っている団体</p>	<p>住民活動団体から協働事業に関する提案を募集し、審査のうえ、採択された事業に補助金を交付。 (上限30万円、対象経費の3分の2以内)</p> <p>子どもの居場所づくりに限定したのではなく、住民協働による事業が対象。</p>	<p>熊取町 健康福祉部 子育て支援課 子育て・母子支援グループ TEL 072-452-6814</p>
-----------------------------------	--	--	---

<<兵庫県>>

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
<p>「子ども食堂」応援プロジェクト (H30 300万円)</p>	<p>兵庫県内で「子ども食堂」を開 設しようとする団体</p>	<p>(1)補助金額:1団体あたり上限20万 円 (2)補助内容:「子ども食堂」立上げ に必要な経費(調理器具、家具及び食器 購入費等)</p>	<p>兵庫県 健康福祉部社会福祉局 生活支援課 TEL 078-362-3183</p>
<p>神戸市子どもの居場所づく り事業 (H30 1,800万円)</p>	<p>地域団体等</p>	<p>放課後等に食事や学習、団らんなどを通 して安心して過ごせる居場所づくりを行 う地域団体等に対して、次の事業に必要な 補助金を交付。(上限140万円) 食事を調理し、提供する事業を含む居場所 づくり 学習支援事業を含む居場所づくり</p>	<p>神戸市 こども家庭局こども企画育成部 こども青少年課こども育成係 TEL 078-322-5210 <a href="http://www.city.kobe.lg.jp/child/grow/support/kodomonoiba
syo2.html">http://www.city.kobe.lg.jp/chi ld/grow/support/kodomonoiba syo2.html</p>
<p>こどもの居場所における 学習教室実施事業 (H30 27万円)</p>	<p>伊丹市内でこどもの居場所を実 施する地域団体</p>	<p>地域団体が市内でこどもの居場所と併せ て学習教室を実施する場合に、市が学生 ボランティアを派遣し、それに要する経 費(ボランティア謝礼・ボランティア活動 保険掛け金)を全額負担する。 (H29年度6月補正予算より事業開始)</p>	<p>伊丹市 健康福祉部生活支援室 自立相談課 TEL 072-780-4344</p>

<p>赤穂市こども食堂運営費補助事業 (H30 45万円)</p>	<p>赤穂市内で「こども食堂」を開設・運営しようとする団体</p>	<p>(1)補助金額: 1団体あたり上限15万円 (2)補助内容: 「こども食堂」運営に係る経費(食材費、消耗品費、印刷製本費等)</p>	<p>赤穂市 健康福祉部 子育て健康課こども支援係 TEL 0791-43-6808</p>
<p>こども食堂応援事業補助金 (H30 100万円)</p>	<p>淡路市内で新たにこども食堂を開設する団体</p>	<p>(1)補助金額: 1団体あたり上限10万円 (2)補助内容: 「こども食堂」立上げに必要な経費</p>	<p>淡路市 健康福祉部子育て応援課 TEL 0799-64-2134</p>

<<奈良県>>

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
<p>子ども食堂開設・運営支援事業 （H30 324万円）</p>	<p>奈良県内で「子ども食堂」を平成29年4月1日以降に新たに開設し、今後も継続的に運営していこうとしている任意団体または非営利団体</p>	<p>「子ども食堂」の拡大促進を図り、子どもを支える地域づくりにつなげるため、「子ども食堂」を開設する団体に対して、開設・運営に要する経費を補助する。 補助率：10/10（補助対象月数×2万円を限度とする）</p>	<p>奈良県 子ども家庭課 TEL 0742-27-8678</p>
<p>奈良らしい「子ども食堂」推進事業 （H30 250万円）</p>	<p>奈良県内で「子ども食堂」を1年以上にわたり運営している任意団体または非営利団体 （詳細要件は、検討中）</p>	<p>生まれ育った奈良の食文化に親しむ機会を提供することにより、子ども達に奈良の地で育ったことの喜びや地域への誇りを実感してもらい、こころ豊かで健やかな子どもを育てるため、「子ども食堂」の奈良県産食材の購入費を補助する。 補助率：10/10（上限8万円） （詳細要件は、検討中）</p>	<p>奈良県 子ども家庭課 TEL 0742-27-8678</p>

<p>斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業補助金交付対象事業 (H30 71万円)</p>	<p>任意団体で、こどもの貧困対策のための事業(金銭を直接給付する事業又は貸与する事業は除く)を行うもの</p>	<p>住民活動団体が地域の課題解決や地域の活性化のために斑鳩町と協働で行う事業に対して補助金を交付 1事業あたり30万円を上限として補助金を交付 こども食堂いかるがの事業は継続実施されているが、平成30年度斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業補助金交付要綱に基づく対象事業として申請されるか、また、対象事業となるかは未定</p>	<p>斑鳩町 住民生活部福祉子ども課 TEL 0745-74-1001</p>
--	--	---	---

<p>橿原市市民活動公募事業 (H30 200万円)</p>	<p>公益の増進に寄与することを目的として非営利の事業に取り組む市民活動団体</p>	<p>自主的かつ自発的に取り組む公益性のある活動や社会貢献活動を支援し、市民活動の活性化を図るとともに、市民と行政とが協働して地域課題の解決に取り組み、住民サービスの向上を目指すため、これらの活動にかかる必要な経費の一部を補助</p> <p>上限 20万円、3年(毎年申請が必要) 補助率 1年目9割、2年目8割、3年目7割</p> <p>子どもの居場所づくりに限定せず、全ての市民活動を対象とする。</p> <p>H29 は子ども食堂 1 件、障がい児の居場所づくり 1 件、 外国ルーツの子どもの居場所づくり 1 件に交付</p>	<p>橿原市 市民活動部市民協働課 TEL 0744-47-2638 http://www.city.kashihara.nara.jp/shiminkyodo/shiritai/josei.html</p>
------------------------------------	--	---	--

<<和歌山県>>

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
和歌山県子ども食堂支援 (H30 100万円)	食事の提供等により子供の居場所づくりを行う団体を支援	補助対象経費：居場所づくりに必要となる建物改修費、備品購入費等（空調設備、電化製品、調理台、食卓など） 補助率：1 / 2 上限額：1か所あたり200千円	和歌山 子ども食堂支援担当 TEL 073-441-2493 http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040200/kodomoshokudoshien
橋本子ども食堂実施団体 認定制度	橋本子ども食堂として認定されるための条件（月に1回以上定期的に実施する等）を満たす実施団体	調理施設を有する市の公共施設の使用料の全額を免除する。	橋本市 総合政策部教育福祉連携推進室 TEL 0736-33-3010 http://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/sogoseisakubu/kyoikufukusi/kodomosyokudou/index.html